

消安第 894 号

令和 4 年 1 月 17 日

一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会会長 様

岩手県復興防災部消防安全課総括課長



液化石油ガス安全高度化計画 2030 を受けた岩手県の取組方針について（依頼）

このことについて、別添のとおり取り組んでいくこととしましたので、貴協会傘下の事業所等への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

担当：消防担当

電話：019-629-5556



液化石油ガス安全高度化計画 2030 を受けた岩手県の取組方針について

令和 4 年 1 月 17 日
岩手県復興防災部消防安全課

I はじめに

令和 3 年 4 月、これまでの「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（以下、指針という。）」に代わって「液化石油ガス高度化安全計画 2030（以下、計画という。）」が策定された。

これまで毎年度国が指針を策定し、事業者に要請するかたちで自主保安の取組を進めてきたところであり、岩手県は国が策定した指針を受けて「岩手県液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定し、これを基本方針として液化石油ガスの保安の確保に努めてきた。

新たに策定された計画では、国、都道府県、第三者機関、LP ガス事業者、一般消費者および関係事業者等が主体として明記され、各主体が安全のために果たすべき各々の役割が明確化されるとともに、各主体がこれを理解し着実に実行することにより保安の確保に努めることとなった。

本方針は、計画において都道府県が主体となって実施することとされている項目について、取組の方針を示すものである（各主体における取組項目については別表を参照。）。なお、本方針は都道府県が主体となって実施することとされている項目について取組の方針を示すものであるが、LP ガス事業者及び関係事業者が取り組むこととされている項目についての取組状況を聴取する等実施機関における個別の取組を妨げるものではない。

II 液化石油ガス安全高度化計画 2030

1 基本的な方向

- (1) 事故分類ごとにおける対策の推進
- (2) 各主体の連携の維持・向上
- (3) 保安人材の育成
- (4) 一般消費者等に対する保安教育・啓発

2 高度化目標

2030 年の死亡事故ゼロに向けた国、都道府県、第三者機関、LP ガス事業者、消費者および関係事業者等がおのこの果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

数値目標は、死亡事故件数を年 1 件未満、人身事故件数を年 25 件未満とする。

人身事故に係る要因別数値目標は、①販売形態別分類では、体積販売で年 22 件未満、質量販売で 3 件未満、②起因者別分類では一般消費者等に起因する事故を年 15 件未満、事業者に起因する事故を年 5 件未満、その他に起因する事故を 5 件未満、③場所別分類では住宅での発生を年 10 件未満、業務用施設での発生を年 11 件未満、その他の場所での発生を年 4 件未満とすることを、それぞれ目標とする。

3 アクションプラン

(1) CO 中毒事故防止対策

- ① 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
- ② 業務用換気警報器・CO 警報機の設置促進
- ③ 安全型機器及び設備の開発普及

- (2) ガス漏えいによる爆発又は火災事故防止対策
 - ① 安全な消費機器等の普及促進
 - ② 周知等による保安意識の向上
 - ③ 誤開放防止対策の推進
 - ④ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ⑤ 消費設備調査の高度化
 - ⑥ リコール製品等への対応
- (3) 販売事業者起因事故に係る設備対策
 - ① 供給管・配管の事故防止対策
 - ② 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ③ 軒先容器の適切な管理
- (4) その他事故防止対策
 - ① 他工事事務防止対策
 - ② 質量販売に係る事故防止対策
 - ③ バルク貯槽等の告示検査対応
- (5) 自然災害対策
 - ① 災害に備えた体制構築
 - ② 迅速な情報把握
 - ③ 容器の転倒・流出防止対策
 - ④ 雪害事故防止対策
- (7) 保安管理体制
 - ① 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ② LP ガス事業者等の義務の再確認等
 - ③ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ④ 自主的な基準の維持・運用
- (8) スマート保安の推進
 - ① スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ② その他のスマート保安に関するアクションプランの実施

Ⅲ 県及び権限移譲市の役割

- (1) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する指導にあたっては関係法令のほか、この基本方針を参考とされたい。
- (2) 所管する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する立入検査を概ね5年に1回を目処に実施し、法令違反事項の是正と事故防止対策の充実に努めることとする。
- (3) 都道府県が主体となって実施することとされている以下の項目について地域の実情を考慮しつつ適宜取り組む。
 - ① ガス漏えい爆発または火災事故防止対策を目的とした、周知等による保安意識の向上並びにガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ② 他工事事務防止対策
 - ③ 自然災害対策を目的とした、災害に備えた体制構築、迅速な情報把握、容器の転倒・流出防止対策及び雪害事故防止対策
- (4) 事故発生時には直ちに情報収集を行い、必要に応じ国に報告すること。

国

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発 安全な消費機器等の普及促進
		ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	周知等による保安意識の向上 ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 リコール対象品等への対応
自然災害対策	販売事業者起因事故対策	その他事故防止対策	他工事事故防止対策
			災害に備えた体制構築
			迅速な情報把握
			容器の転倒・流出防止対策 雷害事故防止対策
保安基盤		保安管理体制	長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
		スマート保安の推進	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化 その他のスマート保安に関するアクションプラン

都道府県

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目
事故対策	消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	周知等による保安意識の向上 ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
		販売事業者起因事故対策	他工事事故防止対策
自然災害対策		地震・水害・雪害対策	災害に備えた体制構築
			迅速な情報把握
			容器の転倒・流出防止対策
			雷害事故防止対策

第三者機関

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発
		ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	周知等による保安意識の向上
保安基盤		保安管理体制	長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 自主的な基準の維持・運用
		スマート保安の推進	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化

LPガス事業者

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進 安全型機器及び設備の開発普及
			安全な消費機器等の普及促進 周知等による保安意識の向上 誤開放防止対策の推進
		ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 消費設備調査の高度化 リコール対象品等への対応
			設備対策
販売事業者起因事故対策		その他事故防止対策	他工事事故防止対策 質量販売に係る事故防止対策 バルク貯槽等の告示検査対応
			災害に備えた体制構築
		迅速な情報把握	
		容器の転倒・流出防止対策 雷害事故防止対策	
自然災害対策		地震・水害・雪害対策	経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価 LPガス販売事業者等の義務の再確認等
			長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
保安基盤		保安管理体制	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
		スマート保安の推進	その他のスマート保安に関するアクションプラン

関係事業者

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	安全型機器及び設備の開発普及
事故対策	消費者起因事故対策	ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進 ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 リコール対象品等への対応
自然災害対策		地震・水害・雪害対策	容器の転倒・流出防止対策
保安基盤		スマート保安の推進	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化